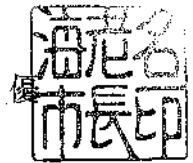


海老名市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月7日

海老名市長 内 野



記

- 1 委託した徴収又は収納の事務  
ふるさと納税寄附金
- 2 受託者の氏名（名称）及び住所（所在地）  
株式会社トラストバンク  
代表取締役 大井 潤  
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 3 指定年月日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで



海老名市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の規定による指定公金事務取扱者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第97条の規定に基づき指定したので、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和8年 5月 7日

海老名市長 内 野



1 受託者

東京都千代田区丸の内1丁目6番1号  
株式会社セブン・ペイメントサービス  
代表取締役社長 柏熊俊克

2 給付金の種類

子ども・子育て支援法（昭和24年法律第65号）第10条の14に規定する給付金

3 指定年月日

令和8年4月1日

4 公金の支出事務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで